

命 令 書 (写)

再 審 査 申 立 人 全国一般埼京ユニオン

再 審 査 被 申 立 人 医療法人緑光会

上記当事者間の中労委平成21年(不再)第51号事件(初審埼玉県労委平成20年(不)第6号事件)について、当委員会は、平成23年9月7日第134回第三部会において、部会長公益委員都築弘、公益委員岩村正彦、同坂東規子、同春日偉知郎、同鎌田耕一出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、医療法人緑光会（以下「法人」という。）の下記行為が、労働組合法（以下「労組法」という。）第7条第3号の不当労働行為に当たるとして、平成20年10月7日（以下「平成」の元号は省略する。）、全国一般埼京ユニオン（以下「組合」という。）から、埼玉県労働委員会（以下「埼玉県労委」という。）に救済申立てがあった事件である。

- (1)ア 19年12月ころ、法人 O 理事長（以下「O」という。）が、組合の東松山病院分会（以下「分会」という。）の分会員H（以下「H」という。）に対し、「外部は邪魔だ」などと述べて、分会に対する嫌悪の情を示すなどし、組合からの脱退を働きかけたこと。
- イ H は、O の意を受け、20年1月14日の食事会から同年5月の分会員134名の脱退（以下「本件脱退」という。）に至るまでの間に、同食事会あるいはその後の会合において、W 分会長（以下「W」という。）ら1月14日の食事会に参加していた分会執行委員らに対し、組合の K 執行委員長（以下「K」という。）を誹謗中傷する発言をし、また、組合からの脱退を提案するなどして、組合への不信感を煽り、組合からの脱退及び東松山病院労働組合（以下「院内組合」という。）の結成を働きかけたこと。
- さらに、H の発言を受けた分会執行委員らが、分会員に対し、組合からの脱退及び院内組合の結成を働きかけ、組合から分会員を脱退させたこと。
- (2) 法人東松山病院 F 事務長（以下「F」という。また、法人東松山病院を以下「病院」という。）が W に対し、同人らが法人の施設である友人館で行ったカンパ要請行為（以下「本件カンパ要請行為」という。）について、恐喝に当たるなどと述べたこと。
- (3) 法人が、病院内にあるカンファレンスルームの使用に関し、組合に

対しては使用を拒否する一方で、院内組合の結成及び活動のためには使用させたこと。

2 初審において請求した救済内容の要旨

- (1) 法人は、分会員を組合から脱退させるなどして組合の運営に支配介入してはならない。
- (2) 法人は、組合に対し、分会員の脱退により失われた組合費相当額1,400万円を支払わなければならない。
- (3) 法人は、組合への再加入の取組を妨害するなどの行為をしてはならない。
- (4) 法人が、分会員を組合から脱退させたことを謝罪する旨及び組合への再加入を妨害しないことを誓約する旨の文書掲示。

3 初審命令等

21年11月26日、埼玉県労委は、本件救済申立てを棄却することを決定し、同年12月10日、命令書を交付した。

4 再審査申立て等

- (1) 21年12月15日、組合は、上記初審命令を不服として、再審査を申し立てた。
- (2)ア 22年5月21日、組合は、Hについて証人等出頭命令を申し立てた。
イ 22年10月20日、当委員会は、Hから証言を得ることが「事実の認定に必要（労組法第27条の7第1項第1号）」であるとして、証人等出頭命令を発した。

当委員会は、第3回審問（22年12月16日）において、同人に対する証人尋問を行った。

5 本件の争点

- (1) 法人は、分会員らに対し組合からの脱退を働きかけたか。法人の当該

行為は、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか。(争点1)

(2) 法人は、本件カンパ要請行為を恐喝に当たるなどと述べて組合活動を妨害したか。法人の当該行為は、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか。(争点2)

(3) 法人は、①組合によるカンファレンスルームの使用を拒否して組合活動を妨害したり、②院内組合の結成及び活動に際しカンファレンスルームの使用等の便宜を図ったか。法人の当該行為は、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか。(争点3)

第2 当事者の主張の要旨

1 組合の主張

(1) 争点1について

ア ①19年12月ころ、Oが、Hに対して、「外部は邪魔だ」などと述べて、分会に対する嫌悪の情を示すなどし、組合からの脱退を働きかけ、更に②20年1月14日以降、Oの意を受けたHが、分会執行委員らに対し、Kの誹謗中傷をし、組合からの脱退を提案するなどして組合から脱退することを勧めた。③さらに、Hの発言を受けた分会執行委員らが、分会員に対し、組合からの脱退を働きかけ、20年5月ころには、計134名を脱退させた。

イ 上記OのHに対する行為並びにH及び分会執行委員らの行為は、法人による組合の組織運営に対する支配介入として、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たる。

(2) 争点2について

本件カンパ要請行為の際の言動をとらえて、FがWに対しこれを恐喝で訴えることもできるなどと述べた。

この発言は、組合活動を妨害するもので、支配介入として、労組法第

7条第3号の不当労働行為に当たる。

(3) 争点3について

法人は、病院内にあるカンファレンスルームの使用に関し、組合には使用を拒否したにもかかわらず、院内組合の結成のためには使用を許可した。上記の行為は、組合に対し、正当な理由なくカンファレンスルームの使用を拒否して組合活動を妨害するもので、支配介入として、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たる。

2 法人の主張

(1) 争点1について

O が、H に対し、「外部は邪魔だ」などと述べた事実はない。

H が、分会員に対し脱退を働きかけた事実を否認する。

(2) 争点2について

F が、W に対し、本件カンパ要請行為について恐喝などとの発言をした事実はない。

(3) 争点3について

病院は精神科病院であるため、病院職員以外の者が出入りすることで患者に悪影響を及ぼすことがないようにするべく、病院職員以外の者が出入りする組合によるカンファレンスルームの使用を拒否してきたものであり、かかる事情から団体交渉を病院外で行うことについては組合も了承していた。なお、現在、院内組合が結成され、2つの組合が併存し、カンファレンスルームの使用に関し両組合を平等・公平に扱うため、治療上問題はあると思われるがやむを得ない対応として、20年11月、使用に際しては法人に使用届を提出することとし、両組合にカンファレンスルームを使用させている。

カンファレンスルームが脱退についての説明会に使用された事実は認める。しかし、この時点で、法人は、院内組合の準備委員会の存在は分

からず、職員が何らかの目的で単に使用したという認識しかなかったものである。

以上の事情を考慮すれば、法人は、組合活動を妨害するために組合によるカンファレンスルームの使用を拒否したり、院内組合を支援するためにカンファレンスルームの使用を許可したことはない。

第3 当委員会の認定した事実

1 当事者等

- (1) 組合は、肩書地に事務所を有し、7年に結成された埼玉県及び東京都を中心に、業種、職種、企業規模を問わず組織する個人加盟の合同労働組合であり、20年10月7日当時の組合員は約350名である。

なお、法人には組合の下部組織としての分会があり、下記2の(4)のとおり、19年6月11日に結成され、分会員は、最大時で140名、現在は数名である。

【甲26・58、再審② K p14、審査の全趣旨】

- (2) 法人は、肩書地に事務所を有し、昭和36年に設立された医療法人であり、精神科の東松山病院（20年10月7日当時は422床、職員数約250名）を経営していた。また、法人は、病院のほかに、精神障害者社会復帰施設、精神障害者グループホーム及び精神障害者地域生活支援センターを経営している。

【審査の全趣旨】

2 本件脱退に至る経緯

- (1) 法人では、過去数年間にわたって、看護師及び医師の人数を水増しするなどの不正請求問題（なお、法人は、同問題を過誤請求と認識している。）が発生した。この問題について、組合は埼玉社会保険事務局長に対し行政文書の開示請求や法人に対し説明要求を行うなどした。また、

この問題について、埼玉県医療整備課及び埼玉社会保険事務局は、法人に対し、実地調査や指導等を行ってきた。

【甲1・22の1～2・26・35の1～3、乙10、初審② O p7～9、初審② U p29、41、初審③ A p2～4】

- (2) H は、法人を18年1月20日付けで退職し、同年2月、組合に加入した。なお、組合は、上記 H の退職を法人による退職強要であるとして争っていた。

同年3月1日付けで、組合は、法人に対し、分会員の H 、 N 及び S （これら3名を以下「Hら」という。）に対して退職強要を行ったことの撤回等を議題とする団体交渉を申し入れたが、法人は、組合からの団体交渉申入れを拒否した。

19年3月29日、組合は、埼玉県労委に対し、法人が、Hらに対して退職強要を行ったことの撤回等を議題とする団体交渉に応じなかったことが、労組法第7条第2号に該当する不当労働行為であるとして、救済を申し立てた（埼玉県労委平成19年（不）第2号緑光会不当労働行為救済申立事件。以下、「前事件」という。）。

【甲12・26、再審② K p5、再審③ H p2～3、審査の全趣旨】

- (3) 19年9月、O は、法人理事長に就任し、同年12月から組合との団体交渉に出席するようになった。

なお、O は、3年10月から法人理事長に就任するまでの間、病院の病院長であった。

【乙9、初審① K p36、初審② O p2～3】

- (4) 19年6月11日、分会が結成され、翌日、組合は、法人に対し、「組合結成通告書」を手交し、分会の結成（分会長は W ）を通告した。

同月、法人と組合は病院管理棟会議室で第1回団体交渉を開催した。

その後、組合と法人は、19年6月から20年5月までの間、20

数回の団体交渉を行った。

【甲 2・26・58、乙 7・8】

- (5) 19年9月21日、組合は、不正請求問題を明らかにするため、埼玉社会保険事務局長に対し、「東松山病院にかかる返還同意書」の開示を請求した。

これに対し、同社会保険事務局長は、同年11月26日付け「行政文書開示決定通知書」により、開示の決定を通知した。

【甲 4・26・46・58、再審② K p2～3】

- (6) 19年12月7日、法人は、社会保険庁長官に対し、行政文書開示決定についての審査請求及び執行停止の申立てをした。

これを受け、同月10日、社会保険庁長官は、執行停止を決定した。

なお、上記審査請求に対し、22年12月1日、厚生労働大臣は、原処分により開示されたもののうち、その一部を不開示とする旨裁決した。

【甲 5・26・58、乙14、初審② O p16、再審② K p3】

- (7) 19年12月ころ、病院の U 看護部長（以下「U」という。）は、H に対し、K が病院に対して「理事にしろ」と言ってきたらしいから注意した方がよい旨述べた。

【乙12、再審③ H p7】

- (8) 19年12月13日、H は、K に対し、Y 会 社 への入社等を理由に、組合からの脱退を申し入れた。

K は、分会員に口外しないこと、20年3月までの間、月1回の執行委員会に出席すること、同月までの組合費を納めることを条件に、同年3月31日付けで H の脱退を認めた。H は、20年3月までの組合費を一括して支払った。

なお、同年1月26日、H は、Y 会 社 に入社した。

【甲41、乙12、再審③ H p25～26、28】

- (9) 20年1月14日、分会員の H 及び W ら分会執行委員が出席した食事会が行われ、その際、出席者から、不正請求問題の行政文書開示が遅れていることや、退職強要問題の解決が遅れているのは、K が敢えて遅らせて自分の顔を立てているからだ、組合とはそういう手法を使うのだ、K は F と時々酒を飲んで情報交換している、K は退職強要問題と不正請求問題を追及しないから自らを理事にしると O に詰め寄った旨の発言があり、組合からの脱退を口にする者がいた。

【甲25・57、乙12、初審① T p4、初審① W p48～50、再審① T p54～55、63、再審③ H p4～5】

- (10) 20年1月ころから、分会員の間で、組合からの脱退及び院内組合の結成の気運がおこり、同年3月ころから W を中心に院内組合結成準備委員会が結成され、会議が重ねられた。

20年1月から3月までの分会の執行委員会での席上、組合脱退及び院内組合結成の件の話が出たことはなかった。

【甲25、乙11、初審① W p61～62、再審① I p7～8、再審① T p47、再審② K p25～26】

- (11) 20年3月27日、埼玉県労委は、法人に対し、H らの退職をめぐる問題を議題とする組合からの団体交渉申入れについて応諾しなければならない旨の命令書を交付した。

上記命令書交付後に開催された組合の執行委員会においては、退職強要問題に関する団体交渉の持ち方について、退職強要問題の当事者である H らと執行委員長である K との意見が分かれ、組合の運動方針を決定することが困難な状況であった。

【甲12・26、初審① T p5、初審① K p28、再審② K p5、7～8、26～27、再審③ H p34～36】

- (12) 20年4月4日、W、分会執行委員の A (以下「A」という。)及び M (以下「M」という。)の3名(以下「Wら」

という。)は、分会の活動として、カンパ要請を行うため法人の施設である友人館を訪れた。

その際、Wらは、友人館の玄関前で、友人館に勤務していた分会員のE(以下「E」という。)を呼んだが、同人がなかなか出てこなかったため、Mが、3、4回、大声でEの名前を呼んだ。

上記の本件カンパ要請行為は、組合が、法人に対し、友人館及び支援センターに勤務する職員の未払となっている時間外手当の支給を要求し、法人から約700万円の時間外手当の支給を受けたので、友人館に勤務する分会員に対して、カンパの要請を行ったものであった。

なお、Uは、B友人館施設長から、本件カンパ要請行為に対応した友人館職員が怖い思いをしたという相談を受けたことがあった。

【甲25・32、乙10、初審① T p11、初審① W p64～66、初審② U p32～33、初審③ A p9、審査の全趣旨】

(13) 20年4月、Hは、Uから、就職も決まったことでもあり、個人的な付き合いとして、O夫妻とUと4人で会えないかとの旨電話で誘われ、同月6日、U宅でO夫妻と4人で会った。

Hは、Oに対して在職中お世話になったことのお礼を述べ、近況として、同年3月31日にKからの了解を得て組合から脱退した旨述べた。その際、Oは、Hに対し、上記(12)の本件カンパ要請行為について大声を出してカンパを求める等恐喝のような内容と聞いており、職員の間関係の悪化や患者の病状への影響も懸念され、こういうことが外部の組合の指示で行われているのであれば、法的対応も考えなければいけない旨述べた。これに対し、Hは、組合規約に基づきカンパ依頼に行ったにすぎず、恐喝ではない、組合員に話すので、法的手続は止めてほしい旨述べた。

なお、Oは、Hの結婚の際の仲人であった。

【乙12、再審③ H p15～17】

- (14) 20年4月20日ころ、分会執行委員 T (以下「T」という。) は、最近の分会の雰囲気がおかしいことや H が執行委員会に出てこなくなった理由を尋ねようと H に電話をかけた。会話の中で、T が M の行動を批判したため、H は、本件カンパ要請行為について O が上記(13)のように述べた内容の話をした。

【甲25・57、乙12、初審① T p8～9、再審① T p36～37、再審③ H p14～15】

- (15) 20年4月23日、組合と法人は、2008年春闘及び H らの退職強要問題を議題として東松山市民文化センターで団体交渉を開催した。席上、2008年春闘についての交渉が行われた後、H らの退職強要問題については、同問題の当事者であった H らが団体交渉に出席する予定であったところ、欠席したため、K から法人に対して同問題については団体交渉では取り上げずに組合と法人の代表者交渉によることを提案した。これに対し、組合の交渉委員として出席していた分会執行委員の T ら数名が、K の突然の上記提案に抗議して退席した。

なお、その後、組合から H らの退職強要問題を議題として団体交渉申入れが行われたことはなかった。

【甲25・26・57・58、乙9・10・12、初審① T p9～10、初審① K p28、初審② U p30～31、再審① T p38、再審② K p7～8、審査の全趣旨】

- (16) 20年4月29日、W は、カンファレンスルームで組合脱退についての説明会を開催した。W が法人に対し、カンファレンスルームの使用を申し出た際、同人は使用目的を会議とのみ告げ、会議の具体的な内容を告げなかった。

なお、W らが院内組合の結成前にカンファレンスルームを使用した

のはこの時のみであった。

【甲25・57、乙10、初審① W p62～63、初審③ A p11、再審① I p10～11、32、再審① T p39】

- (17) 法人は、当時、職員からのカンファレンスルームの使用申入れにより使用させていたが、組合からのカンファレンスルームの使用申入れに対しては、K など外部の者が出入りすることは病院が精神科病院であるため患者に悪影響を与えるおそれがあるなどとして、拒否していた。

なお、法人には、カンファレンスルームの使用規則はなかった。

【甲25・57・58、乙10、初審① W p63、66～67、初審② U p34～35、再審① I p11、再審① T p39、50、53、再審② K p12～13】

- (18) 20年5月3日、大岡市民活動センターで、会合が持たれ、冒頭、W が分会長としての挨拶を行い、続いて、H が、組合から脱退した経緯、理由を説明した後、分会員に結束して頑張ってもらいたい旨の話をした。

【甲36の2、乙12、再審③ H p26～28】

- (19) 20年5月7日及び9日の両日、K は、W 外133名の分会員全員の「脱退届」を受け取った。

なお、各分会員が署名した「脱退届」の日付けは、W が同年4月21日で最も早く、大半の分会員は4月30日までの日付けとなっており（5月1日、2日を4月30日に訂正したものも含む。）、また、「脱退届」の脱退理由には、すべて「理念に齟齬が生じた為」と印刷されていた。

【甲14・26・29・43の1～126・58、初審① K p26～27、初審① W p41、再審② K p9】

3 本件脱退後の経緯

- (1) 20年5月15日、組合と法人は、2008年春闘を議題として東松山市民文化センターで団体交渉を開催した。席上、O は、この団体交

渉に来る直前に W から上記の脱退届を見せて貰った旨述べた。

【審査の全趣旨】

- (2) 20年6月12日、大岡市民活動センターで、院内組合の結成大会が開催され、W が執行委員長に選出された。

同月13日、W は、法人に対し、「東松山病院労働組合結成通告書」及び「団体交渉開催申込書」により、院内組合の結成を通告し、団体交渉の開催を申し入れた。同月26日、第1回団体交渉が病院管理棟会議室で開催された。

【甲17・32、乙5・6・9・10・11、初審① W p63、初審② O p5、初審② U p38、再審① I p9】

- (3) 20年7月8日、院内組合は、臨時大会をカンファレンスルームを使用して開催したが、W が法人に対してカンファレンスルームの使用申入れをした際、使用目的を告げていなかった。

また、この当時も、上記2(17)のとおり、カンファレンスルームの使用規則はなく、法人は、職員からの使用申入れにより、使用させていた。

【甲18、初審① W p58～59、初審② U p34】

- (4) T は、20年7月中旬ころから、K と話し合う中で、組合を脱退したことは間違いであったと考えるに至った。

20年10月8日、組合は、法人に対し、「組合加入通知並びに要求書」により、元分会員の T が組合に再加入した旨を通知した。

同月29日、法人と組合は、病院管理棟会議室で団体交渉を開催した。席上、組合は、カンファレンスルームの使用を申し入れ、法人は使用の申入れがある都度検討する旨回答した。

【甲23・25・26・57、乙10、初審① T p14、21、初審① K p29、再審① T p43、再審② K p10】

- (5) 20年11月初旬、法人は、カンファレンスルームの使用に際しては法人に使用届を提出する取扱いとした。それ以降、カンファレンスルー

ムは、組合と院内組合双方が使用届を提出して使用している。

【甲58、乙10、初審① W p63～64、初審② U p35、再審① I p12、再審② K p13】

第4 当委員会の判断

1 争点1（法人は、分会員らに対し組合からの脱退を働きかけたか。法人の当該行為は、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか。）について

(1) 組合は、①19年12月ころ、OがHに対し「外部は邪魔だ」などと述べ、組合からの脱退を働きかけた旨、更に②20年1月14日以降、Oの意を受けたHが、分会執行委員らに対し、組合からの脱退を働きかけた旨主張する。

ア(ア) Tは、20年4月20日ころ、Hと電話で話をした際のやりとりについて、①Tが、Hに対し、同人が分会の会合に出席しなくなったこと及び分会の雰囲気がおかしいことについて説明を求めた旨、②Hが、Tに対し、組合を誹謗中傷する発言をするとともに「あなたはだれの味方なんだ」と質問した旨、③Tは、Hの質問に対し、「Wさんの味方ですよ」と答えた旨、④これを受けたHが、Tに対し、「実はこういうことなんだ。黙ってられるか。これがばれるとマズいんだ」と言った後、Kを誹謗中傷する発言をするとともに、⑤更にHはTに対して、「実際はOさんは外部は邪魔なんだと言っているんですよ」と言った旨それぞれ証言する（初審① T p8、再審① T p36～37）。

しかしながら、T証言は、①Oの発言内容に関してHを通しての伝聞であること、②裏付けとなる客観的証拠がないことなどからすれば、そのまま措信することはできず、採用することはでき

ない。

(イ) また、K は、T が上記証言と同様の話をしていた旨証言する（初審① K p34）が、K 証言は、O の発言内容に関して T を通しての再伝聞であり、上記のとおり T 証言が採用できないことからすれば、採用することはできない。

(ウ) 他方、O は、19年6月ころから20年6月ころまでの間にH と会ったり、電話で話をしたことがない旨証言する（初審② O p18）が、本件において利害関係を有する法人代表者の本人尋問における供述であることからすれば、同人の供述はにわかに措信することはできず、直ちに採用することはできない。

イ そこで、当委員会は、22年10月20日、H に対して証人等出頭命令通知書を発出し（前記第1、4(2)イ）、同人に対する尋問を行った。

H は、同人が出頭した第3回審問（22年12月16日）において、①20年4月6日にO 夫妻とU 宅で会った旨、②その際、O が、H に対し、本件カンパ要請行為について、i 恐喝のような内容と聞いた旨、ii 職員の間関係の悪化等を懸念している旨、iii 外部の組合の指示で行っているのであれば法的な対応も考えなければいけない旨述べた旨証言した（同第3の2(13)）。しかし、H は、本件に関する要証事実（同第1、1(1)ア、イ）である①O がH に対し「外部は邪魔だ」などと述べて、組合からの脱退を働きかけたり、②O がH を通じて分会執行委員らに対し組合からの脱退を働きかけたりした旨の証言はしなかった。

以上のとおり、当審で行ったH に対する証人尋問によっても、組合の主張する要証事実（申立事実、同第1、1(1)ア、イ）を直接認めることができる証言を得ることができなかった。

(2) また、組合は、本件脱退の経過、本件脱退前後の状況から、OがHに対し分会員を組合から脱退させるよう働きかけ、Oの意を受けたHが分会執行委員らに対し組合から脱退するよう働きかけ、更にHの発言を受けた分会執行委員らが分会員に対し組合からの脱退を働きかけた事実（申立事実、前記第1、1(1)イ）を推認できる旨主張する。

ア まず、本件脱退の経過についてみると、①20年1月14日、分会員のHや分会執行委員のWらが出席した食事会で、出席者の中に、Kに対して、不正請求問題の行政文書開示が遅れていることや、退職強要問題の解決が遅れているのは、Kが敢えて遅らせて、自分の顔を立てているからだなどと発言して批判し、また、組合からの脱退を口にする者がみられたこと（同第3の2(9)）、②その後、同年3月ころから、組合からの脱退準備（院内組合結成）が進められたこと（同2(10)）、③Wは、同年4月21日に組合から脱退することを決めたこと（同2(19)）、④同月29日に脱退についての説明会がカンファレンスルームにおいて行われたこと（同2(16)）、⑤Kは、同年5月7日及び9日の両日にWら分会員全員の脱退届134通を受け取った（同2(19)）というものである。

このように、短期間に100通を超える脱退届が提出された経緯をみると、個々の組合員だけでない組織的な対応がうかがわれる。しかしながら、本件においては、法人の管理者が分会員に対して脱退を勧奨したり、上記脱退についての説明会等に出席を促したという事実は認められず、他に法人が本件脱退に関与したことをうかがわせる事情はない。

イ 次に、本件脱退前後の状況についてみると、①19年12月ころ、UがHに対し、Kが病院に対し「理事にしろ」と言ってきているらしいから注意した方がよい旨述べたこと（前記第3の2(7)）、

②20年3月27日、前事件について埼玉県労委により不当労働行為であると判断されて救済命令書が交付されたこと（同2(11))、③同年4月6日、OがHに対し、外部の組合の指示で行っているのであれば、法的対応も考えなければいけない旨述べたこと（同2(13))、④法人が組合に対するカンファレンスルームの使用を当初拒否していたこと（同2(17))、⑤組合からの本件脱退後の同年6月12日、院内組合が結成されたこと（同3(2))、⑥不正請求問題の行政文書開示決定に対し、法人が審査請求及び執行停止の申立てをしたこと（同2(5)、(6))が認められる。

上記諸事情からみれば、法人が組合に対して強い関心をもっていたことがうかがわれる。しかしながら、上記(1)のとおり、OがHに対し「外部は邪魔だ」と発言した事実は認められず、その他法人が本件脱退に関与した事実は認められない。

一方、本件脱退前に、食事会で出席者の中にKの信用を揺るがす発言を行う者がいたこと（同2(9))、Kが同年4月23日の団交において突然代表者交渉を提案したこと（同2(15))など分会員とKとの信頼関係が失われていったことを示す事情が認められることからすれば、本件脱退は、分会員側の事情において発生し、進められたものとの推認を否定することはできない。

なお、組合は、法人が本件カンパ要請行為に対し法的措置をとる可能性を示唆する発言をしたことや、法人が院内組合の結成に際しカンファレンスルームの使用を許可したことなども、法人がHに対し本件脱退を働きかけたことを示す事情となる旨主張するが、それら事情から直ちに法人がHに対し本件脱退を働きかけたとは断ずることはできないのは明らかである。

ウ 以上によれば、本件脱退の経過、本件脱退前後の状況を考慮しても、

○ が H に対し分会員を組合から脱退させるよう働きかけ、○ の意を受けた H が分会執行委員らに対し組合から脱退するよう働きかけ、更に H の発言を受けた分会執行委員らが分会員に対し組合からの脱退を働きかけたとは認められない。

(3) したがって、法人は、分会員らに対し、組合からの脱退を働きかけた事実は認められない。

2 争点 2 (法人は、本件カンパ要請行為を恐喝に当たるなどと述べて組合活動を妨害したか。法人の当該行為は、労組法第 7 条第 3 号の不当労働行為に当たるか。) について

(1) 組合は、本件カンパ要請行為の際の言動について、F が W に対し「恐喝の疑いがある」旨述べた旨主張する。

しかし、W は、F から、本件カンパ要請行為について、恐喝云々とは一切言われていない旨証言しており、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

また、T は、W が会合において、F が W に対し本件カンパ要請行為について恐喝に当たり、訴えることもできるなどと述べたため、W が F に土下座して謝ったことを報告した旨や、上記組合の主張に沿う旨の証言をする。しかし、T 証言は、伝聞である上、裏付けとなる客観的証拠がないことなどからすれば、措信することはできず、採用することはできない。

したがって、組合が主張するような本件カンパ要請行為について、F が組合に対し、恐喝に当たるなどと述べたとは認められない。

(2) なお、組合は、当審における最後陳述書において、○ が、H に対し、組合の正当なカンパ要請活動について、恐喝に当たるとして法的措置をとる可能性を示唆しており、このような行為は正当な組合活動を妨害するものと主張する。

確かに、20年4月6日、Oが、Hに対し、本件カンパ要請行為について、恐喝のような内容と聞き、職員の間関係の悪化等を懸念し、そういうことが外部の組合の指示で行っているのであれば、法的対応も考えなければいけない旨述べたことは認められる（前記第3の2(13)）が、Oの上記発言は、本件カンパ要請行為についての情報に接した使用者が、従業員間の人間関係が悪化することを防ぐという観点からのものと推認できないわけではなく、それは使用者の対応として相応の理由があるといえる上、法的対応については、その言辞からみて感想を述べたにすぎないから、組合の主張は採用できない。

3 争点3（法人は、①組合によるカンファレンスルームの使用を拒否して組合活動を妨害したり、②院内組合の結成及び活動に際しカンファレンスルームの使用等の便宜を図ったか。法人の当該行為は、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか。）について

(1) 組合は、病院内にあるカンファレンスルームの使用に関し、組合には使用を拒否し認めなかったにもかかわらず、院内組合の結成のためには使用を許可しており、その後、院内組合が結成されると、両組合に対し使用を許可する対応に変わってきている。このような法人の対応は、組合によるカンファレンスルームの使用を拒否して組合活動を妨害し、院内組合の結成を支援したり、院内組合の活動に便宜を図るものである旨主張する。

ア まず、法人が、院内組合結成前において、組合によるカンファレンスルームの使用を拒否して組合活動を妨害したかどうかについて検討する。

法人は、組合からのカンファレンスルームの使用申入れに対し、院内組合結成前は、職員でない者が病院に出入りすることは精神科病院であるため患者に悪影響を与えるおそれがあるなどとして、使用を拒

否していた（前記第3の2(17)）。

法人が、組合からのカンファレンスルームの使用申入れを拒否した際に明示した、外部の者の出入りを一定の範囲で制限するという理由は、病院が精神科病院であることからその治療の観点からみて必要性和合理性があるものといえる。

また、院内組合結成後は、カンファレンスルームの使用に際し使用届を提出させるようにし、同届の提出により、組合に対してもカンファレンスルームの使用を許可するようになった（同3(5)）ものであるが、この法人の対応は、院内組合結成という事情変更に伴い両組合を平等に取扱う要請が生じたため、かかる要請を精神科病院の治療上の必要性に優先させたものであり、上記の組合からのカンファレンスルーム使用申入れを拒否した際に明示した理由の合理性が失われることにはならない。

したがって、組合によるカンファレンスルームの使用を拒否した法人の対応は、組合によるカンファレンスルームの使用を拒否して組合活動を妨害したものとはいえず、この点に関する組合の主張は理由がない。

イ 次に、法人が、カンファレンスルームの使用等に際して院内組合の結成及び活動に便宜を図ったかどうかについて検討する。

法人は、組合に対してはカンファレンスルームの使用を拒否しながら、院内組合に対しては、結成準備段階である20年4月29日（同2(16)）、及び、結成後の同年7月8日にカンファレンスルームの使用を許可していた（同3(3)）が、Wはカンファレンスルームの使用申入れに際し理由を告げておらず（同2(16)、3(3)）、法人は職員からの使用申入れがあれば原則としてカンファレンスルームを使用させていたのである（同2(16)、3(3)）。

そうすると、法人は、職員に対しカンファレンスルームを使用させていたという認識しか有していないのであるから、結果的にカンファレンスルームが院内組合により使用されたからといって、法人が院内組合の結成を支援したり、院内組合の活動に便宜を図ったものとはいえず、この点に関する組合の主張は理由がない。

- (2) したがって、病院内にあるカンファレンスルームの使用に関する法人の対応が、組合によるカンファレンスルームの使用を拒否して組合活動を妨害し、院内組合の結成を支援したり、院内組合の活動に便宜を図るものとは認められないから、労組法第7条第3号の支配介入には当たらない。

以上のとおりであるから、初審の判断は相当であり、本件再審査申立ては理由がない。

よって、労組法第25条、第27条の17及び第27条の12並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成23年9月7日

中央労働委員会

第三部会長 都 築 弘 ㊟